

4 公立学校施設整備における耐力度調査関係法令

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十二年四月二十五日法律第八十一号）

（目的）

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校等の施設の整備を促進するため、公立の義務教育諸学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することを定めるとともに、文部科学大臣による施設整備基本方針の策定及び地方公共団体による施設整備計画に基づく事業に充てるための交付金の交付等について定め、もつて義務教育諸学校等における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

（交付金の交付等）

第十二条 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

3 施設整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 施設整備計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

4 地方公共団体は、施設整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にあつては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を經由して文部科学大臣）に提出しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則

（昭和三十二年八月八日文部省令第二十一号）

（交付金の交付等）

第七条 法第十二条第一項の交付金（次項及び次条において単に「交付金」という。）の交付の対象となる施設は、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）とする。ただし、高等学校等（同項に規定する高等学校等をいう。）の施設については、特別支援学校の高等部の施設、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）及び沖縄県に所在する施設、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する産業教育のための施設その他文部科学大臣が必要と認める施設に限るものとする。

- 2 交付金は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を基礎として、予算の範囲内で交付する。
- 一 施設整備計画（法第十二条第二項 に規定する施設整備計画をいう。以下同じ。）に記載された事業のうち交付金の算定の対象となる事業ごとに文部科学大臣が定める配分基礎額に当該事業ごとに文部科学大臣が定める割合を乗じて得た額を合計した額
 - 二 施設整備計画に記載された事業のうち交付金の算定の対象となる事業に要する経費の額に当該事業ごとに文部科学大臣が定める割合を乗じて得た額を合計した額
- 3 法第十二条第三項第四号 の文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 施設整備計画の名称
 - 二 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項その他文部科学大臣が必要と認める事項

■学校施設環境改善交付金交付要綱

（平成二十三年四月一日二十三文科施第三号文科大臣裁定）

第1 通則

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「法」という。）

第12条第1項の規定に基づく交付金の交付に関しては、法、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和33年文部省令第21号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）**その他関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。**

第2 定義

1 学校施設環境改善交付金

地方公共団体が作成した法第12条第2項に規定する施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、同条第1項の規定により国が交付する交付金をいう。

2 交付対象事業

施設整備計画に基づき実施される別表1又は別表2に掲げる事業（他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

別表1（本土に係るもの）

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	<p>構造上危険な状態にある建物の改築等</p>	<p>義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ。）で構造上危険な状態にあるものの改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費</p>	<p>ア 校舎又は屋内運動場の場合 校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 改築を行う年度の5月1日における当該学校の学級数に応ずる必要面積</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p> <p>イ 寄宿舎の場合 次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 児童又は生徒一人当たりの基準面積に改築を行う年度の5月1日における当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒の数を乗じて得た面積</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p> <p>（算定方法の特例）</p> <p>ウ ア第二号に掲げる面積がア第一号に掲げる面積を超えるときで、かつ、次に掲げる特別の理</p>	<p>1/3</p> <p>（算定割合の特例）</p> <p>ア 離島振興法（昭和28年法律第72号。以下「離島法」という。）第7条の規定の適用のある義務教育諸学校の建物にあつては5.5/10</p> <p>イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号。以下「奄美法」という。）第6条の規定の適用のある義務教育諸学校の建物にあつては5.5/10</p> <p>ウ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号。以下「豪雪法」という。）第15条の規定の適用のある小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）の分校の校舎及び屋内運動場にあつては5.5/10</p> <p>エ 豪雪法第15条の規定の適用のある小学校等の寄宿舎にあつては5.</p>

			<p>由があるため、学級数に応ずる必要面積に基づく改築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適當であると認められるときは、同号に掲げる面積の0.2倍の面積以内において文部科学大臣が定める面積を加えた面積を、同号に掲げる面積とみなして算定するものとする。</p> <p>一 学級数の増加が明らかなくと</p> <p>二 文部科学大臣が特に認めた理由</p> <p>エ 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、保有面積について、校舎又は寄宿舎の保有面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分の面積について、これに1.02を乗じて行うものとする。</p> <p>オ 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、1平方メートル当たりの建築の単価に乘ずべき面積について、当該面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造の校舎又は寄宿舎に充てようとする部分の面積について、これを1.02で除して行うものとする。</p> <p>カ 積雪寒冷地にある学校の学級数に応ずる必要面積については、運用細目に定めるところにより、当該学校の所在地の積雪寒冷地に応じ、必要な補正を加えるものとする。</p>	<p>5/10</p> <p>オ 豪雪法第2条第2項の規定に基づく特別豪雪地帯に所在する小学校等の本校の校舎又は屋内運動場にあつては5.5/10</p> <p>カ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和45年法律第7号。以下「成田財特法」という。）第3条の規定の適用のある小学校及び中学校の建物にあつては2/3</p> <p>キ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号。以下「地震財特法」）第4条の適用のある小学校等の校舎にあつては1/2</p> <p>ク 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条の規定に基づく過疎地域及び山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の規定に基づく振興山村（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3箇年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値（以下「財政力指数」という。）が0.40未満である市町村の区域内にあるものに限る。以下同じ。）に所在する小学校等の建物にあつては5.5/10</p> <p>ケ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原発特措法」という。）第7条の規定の適用の</p>
--	--	--	--	--

			ある小学校等の建物にあつては5.5/10 コ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成 19年法律第67号。以下「駐留 軍再編特別措置法」という。） 第11条の規定の適用のある小学校等の建物にあつては5.5/ 10
		<p><u>特別支援学校の幼稚部の校舎及び寄宿舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費</u></p>	<p>校舎又は寄宿舎のそれぞれについて、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 幼児一人当たりの基準面積に改築を行う年度の5月1日における当該学校の幼児の数（寄宿舎にあつては当該寄宿舎に収容する幼児の数とする。）を乗じて得た面積</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p> <p>（算定方法の特例） 義務教育諸学校の例によるものとする。</p>

		<p><u>特別支援学校の高等部の建物（職業学科（職業コースを含む。以下同じ。）における校舎を除く。）の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費</u></p>	<p>校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 生徒一人当たりの基準面積に当該改築を行う年度の5月1日における当該学校の生徒の数を乗じて得た面積</p> <p>二 当該改築を行う年度の5月1日における保有面積</p> <p>（算定方法の特例） 義務教育諸学校の例によるものとする。</p>	1/3
		<p><u>特別支援学校の高等部の職業学科に係る校舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費</u></p>	<p>次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>一 別に定める当該職業学科に応ずる基準面積</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p>	1/3

		(算定方法の特例) 義務教育諸学校の例によるものとする。	
	<u>幼稚園の園舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費</u>	次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 一 改築後の当該幼稚園の予定学級数に応ずる必要面積（預かり保育を行い、預かり保育のための専用の空間を設ける幼稚園にあつては、当該面積に、預かり保育幼児数に応じ文部科学大臣が必要と認める面積を加えた面積） 二 改築を行う年度の5月1日における保有面積	1/3 (算定割合の特例) 園舎の改築について財政力指数が1.00を超える都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置するものにあつては $1/3 \times 1/$ （財政力指数）
		(算定方法の特例) 義務教育諸学校の例によるものとする。	

別表2 (沖縄に係るもの)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	構造上危険な状態にある建物の改築	<u>小学校, 中学校及び義務教育学校の建物で構造上危険な状態にあるもののうち, 建築後35年未満のもの(ただし, 同一の学校において, 建築後35年未満の建物と建築後35年以上の建物の改築を同時に行う場合には, 建築後35年以上の建物も含む。)</u> の改築に要する経費	ア 校舎又は屋内運動場の場合 校舎又は屋内運動場のそれぞれについて, 次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 一 改築を行う年度の5月1日における当該学校の学級数に応ずる必要面積 二 改築を行う年度の5月1日における保有面積 イ 寄宿舍の場合 次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 一 児童又は生徒一人当たりの基準面積に改築を行う年度の5月1日における当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舍に収容する児童又は生徒の数を乗じて得た面積 二 改築を行う年度の5月1日における保有面積 (算定方法の特例)	7.5/10

			<p>ウ ア第二号に掲げる面積がア第一号に掲げる面積を超えるときで、かつ、次に掲げる特別の理由があるため、学級数に応ずる必要面積に基づく改築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適當であると認められるときは、同号に掲げる面積の0.2倍の面積以内において文部科学大臣が定める面積を加えた面積を、同号に掲げる面積とみなして算定するものとする。</p> <p>一 学級数の増加が明らかなこと</p> <p>二 文部科学大臣が特に認めた理由</p> <p>エ 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、保有面積について、校舎又は寄宿舎の保有面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分の面積について、これに1.02を乗じて行うものとする。</p> <p>オ 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関しては、1平方メートル当たりの建築の単価に乗すべき面積について、当該面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造の校舎又は寄宿舎に充てようとする部分の面積について、これを1.02で除して行うものとする。</p>	
--	--	--	---	--

■公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目

第1 用語の意義

4.7 構造上危険な状態にある建物

建物の骨組みが危険な状態にある建物をいう。この危険な状態の度合いは耐力度で表示し、この 耐力度の測定は、建物の構造の種類別及び建物の区分に従い、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第5により構造耐力、保存度及び外力条件について行う ものとする。

ただし、耐力度調査票により耐力度を測定することができないとき又は適当でないと認められるときは、大学教授等の専門家の測定又は別に定める耐力度簡略調査票により、耐力度調査票に定める測定項目を当該建物の実態に即した適切な測定項目に置き換える等の方法で、構造耐力、保存度及び外力条件のそれぞれについて耐力度調査票に耐力度の測定を行うものとする。

建物の耐力度を10,000点満点とし、木造の建物については耐力度おおむね5,500点以下、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造及びこれら以外の建物については耐力度おおむね4,500点以下になった建物が構造上危険な状態にある建物である。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、耐力度点数を500点緩和する。

- (1) 特別支援学校の建物
- (2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第15条の規定の適用のある学校の建物（木造のみ）
- (3) 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）第3条の規定に基づき指定された台風常襲地帯に所在する学校の建物（木造のみ）
- (4) その他当該学校の実情及びその環境、立地条件等からその改築が真にやむを得ないと認められる建物